

新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る
スポーツ少年団活動について

本件につきまして、2月23日（火）以降のスポーツ少年団活動について下記のとおりといたします。

関係者の皆様には、様々な対応によるご負担をおかけいたしますが、ご理解・ご協力のほどよろしくお願いいたします。

記

2月23日（火）からのスポーツ少年団活動については競技特性や活動内容に応じた感染防止対策を徹底し、感染リスクの低い活動のみ実施すること。

対外試合や合同練習及び宿泊を伴う活動については、3月8日（月）まで自粛とする。

令和3年2月20日
群馬県スポーツ少年団
本部長 小林 馨